

# 下請等中小企業の取引条件改善 に向けた対策の進捗状況

平成29年2月

中小企業庁

# 1. 未来志向型の取引慣行に向けて「世耕プラン」①

- 昨年9月15日、経済産業省として取り組む今後の政策パッケージ「**未来志向型の取引慣行に向けて**」（通称「**世耕プラン**」）をとりまとめ公表しました。
- **本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけないよう、徹底していくもの**です。

## 3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

## 3つの重点課題

### 価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、労務費上昇分が考慮されない、等

### コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で金型の保管を押しつけられる、等

### 支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、割引コストを負担せざるを得ない、等

# 1. 未来志向型の取引慣行に向けて「世耕プラン」②

## 業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

| 事項                                       | 具体的な政策  |
|--|---|
| 下請代金法の運用強化<br>（運用基準改正）                   | 違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。【不適正な原価低減活動、金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案】        |
| 適正取引、付加価値向上の促進<br>（振興基準改正）<br>*下請中小企業振興法 | 望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。（取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等）<br>【年内改正】   |
| 下請代金の支払条件の改善<br>（通達、振興基準見直し）             | 下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。（現金払いの原則、割引料負担の一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等）<br>【年内見直し、約50年ぶり】 |
| 下請代金法の調査・検査<br>の重点化                      | 原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査を実施する。【年度内に実施】                               |

## 業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- （1）下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請**するとともに、**フォローアップ**を行う。【年度内に策定】
- （2）**業種別下請ガイドラインを改訂**し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係る**ベストプラクティスを追加**する。  
【年度内に改訂】

## 2. 下請法「運用基準」の改正

- 昨年12月14日、公正取引委員会は「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（事務総長通達）を改正しました。これにより、**違反行為の未然防止及び違反行為情報の収集強化を図ります。**

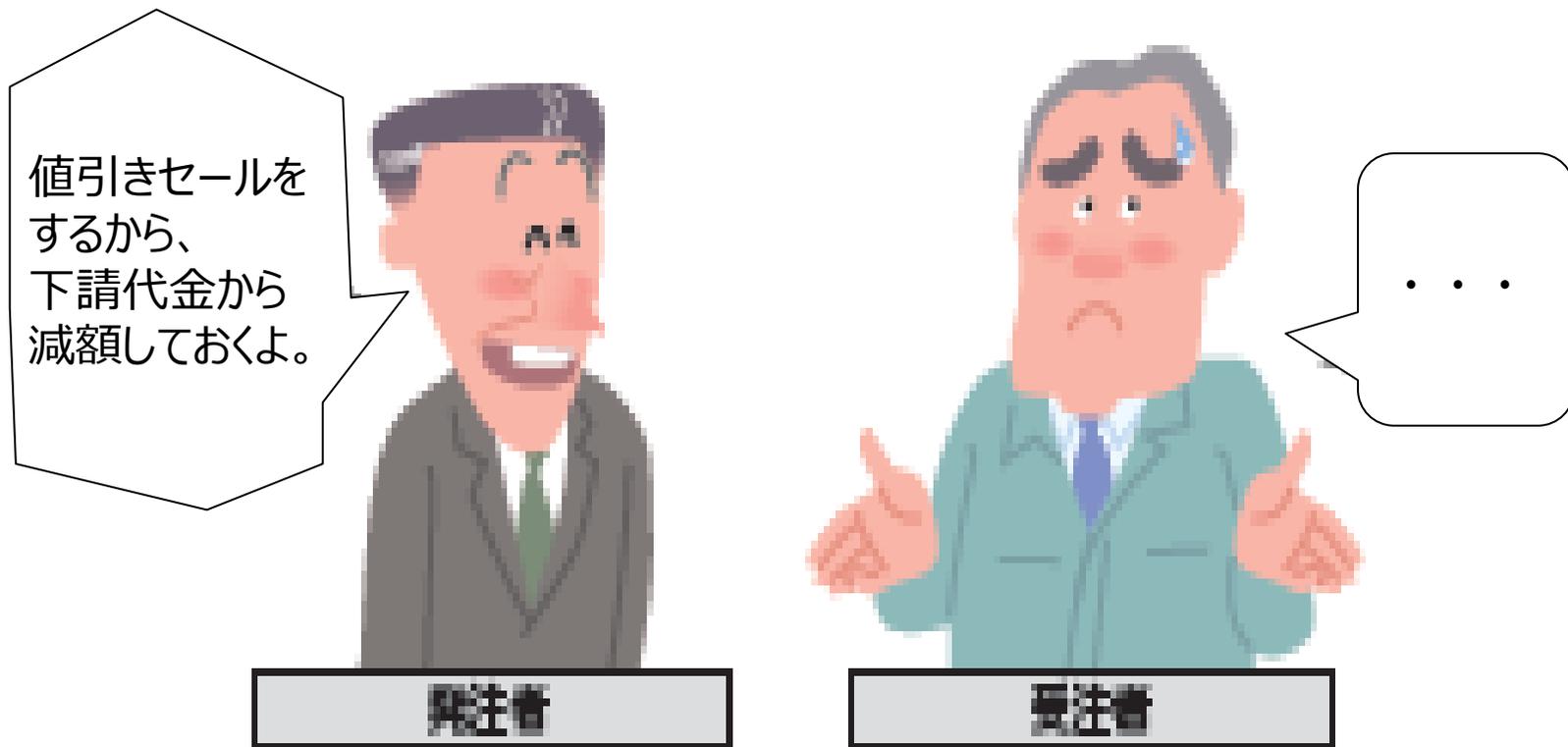
### 運用基準改正のポイント

- 違反行為事例の追加  
（現行66事例から141事例に大幅増加）
  - 公正取引委員会による勧告・指導の中で、繰り返し見受けられた行為、事業者が問題ないと認識しやすい行為等を追加
  - 中小企業庁等と共同で実施した大企業ヒアリングで得られた情報等を元に追加
- 特に留意を要する違反行為の追加
- 下請法の対象となる取引例の追加
- 違反行為事例の取引類型別の分類・見出しの付与

## 2. 主な違反行為の追加事例①（減額）

【下請代金の額から一定額を差し引くことによる減額】

- コンビニエンスストア本部である親事業者は、消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、店舗において値引きセールを実施することを理由に、下請代金から一定額を差し引いて支払った。



## 2. 主な違反行為の追加事例②（買ったたき）

【合理性のない定期的な原価低減要請】

- 親事業者は、取引先と協議して定めた「○年後までに製品コスト○%減」という自己の目標を達成するために、部品の製造を委託している下請事業者に対して、**半年毎に加工費の○%の原価低減を要求し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の下請代金を大幅に下回る下請代金の額を定めた。**



## 2. 主な違反行為の追加事例③（買ったたき）

【量産品と同単価での補給品の発注】

- 親事業者は、下請事業者に製造を委託している部品について、量産が終了し、補給品としてわずかに発注するだけで発注数量が現状大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を下回る下請代金の額を定めた。



## 2. 主な違反行為の追加事例④（不当な経済上の利益の提供要請）

### 【型・治具の無償保管要請】

- 親事業者は、量産終了から一定期間が経過した下請事業者が所有する金型、木型等の型について、機械部品の製造を委託している下請事業者から破棄の申請を受けたところ、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。



### 3. 下請中小企業振興法「振興基準」の改正

- 昨年12月14日、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を示した下請中小企業振興法「振興基準」（経済産業省告示）を改正しました。

#### 1. 取引先の生産性向上等への協力

親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

#### 2. 原価低減要請

原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないよう、合理性の確保に努める。

#### 3. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して協議する。

#### 4. 型の保管・管理の適正化

金型、木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議した上で、必要事項を明確に定める。  
親事業者の事情によって下請事業者にその保管を求めている場合には、親事業者が費用を負担する。

#### 5. 手形支払及び支払関係

手形通達と同様の内容（22頁参照。）

#### 6. 下請ガイドライン及び自主行動計画の位置付け

業種別下請ガイドラインの内容を踏まえ、社内のマニュアルやルールを整備することにより、自社の調達業務に浸透させるよう努める。  
また、業界団体等は自主的な行動計画を策定し、継続的にフォローアップするよう努める。

### 3. 振興基準改正の概要（前文）

- 今回、振興基準の前文を全面的に改正し、下請中小企業者が果たしている経済的、社会的役割の重要性や、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係などに関する政府としての考え方を明記しました。

#### 下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準（最終改正 平成28年12月14日）

##### 前文（抜粋）

（前略）親事業者の競争力において、コストの占める比重は大きなものがあり、親事業者と下請事業者の両者が様々な改善活動や合理化努力を通じたコスト削減への不断の取組を行うことは、双方の競争力向上の観点からも必要であろう。しかし、競争力はコストのみで決まるものではなく、品質、納期、急な発注にも対応できる柔軟性なども重要な要素であり、下請事業者がこうした付加価値を親事業者に提供していることに対し、親事業者は正当な評価を行うべきである。

加えて、下請事業者が適正な利潤を得ることができれば、技術開発や設備投資を通じた新たなチャレンジが行われるとともに、下請事業者の従業員の賃上げや労働時間の短縮等の労働条件改善等による意欲の向上がもたらされ、消費の喚起、地域経済の活性化、ひいては経済の好循環を通じて、親事業者自身にその利益が還元されてくることも考えられる。親事業者は、下請事業者の存在価値や潜在力を、総合的に、かつ、長期的な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきであろう。

（後略）

### 3. 振興基準改正の概要①（取引先の生産性向上への取組）

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力をするよう努める。
  - ①生産性の向上に関する課題を解消するため、下請事業者との面談、工場の訪問等に努める。
  - ②課題が設計、仕様、基準等に関わる場合には関係部署やサプライチェーン全体で連携して対応する。

#### 親事業者の協力事項

下請事業者との面談



事業所や工場の訪問



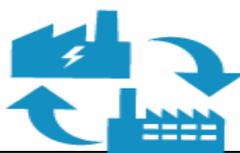
研究会の開催



協力体制の確立



課題が設計、仕様、基準、発注方式等に関わる場合には、親事業者の関係部署やサプライチェーン全体が連携して対応



下請事業者の生産性向上



### 3. 振興基準改正の概要②（原価低減要請）

- 原価低減活動の結果の取引対価への反映に当たっては、親事業者と下請事業者の双方が協力して生産性改善などに取り組み、その結果、生じるコスト削減効果を、寄与度を踏まえて価格に反映するなど、合理性の確保に努める。
- 原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められることがないように努めるものとする。（目標数値のみを示しての要請、文書や記録を残さずに行う要請等は望ましくない事例）

御社（発注者）の協力が  
あり、10%の  
コスト削減が  
できました！



寄与度  
に応じて、  
取引対価  
を決めま  
しょう。

今年も5%の単価引  
き下げを頼むよ。

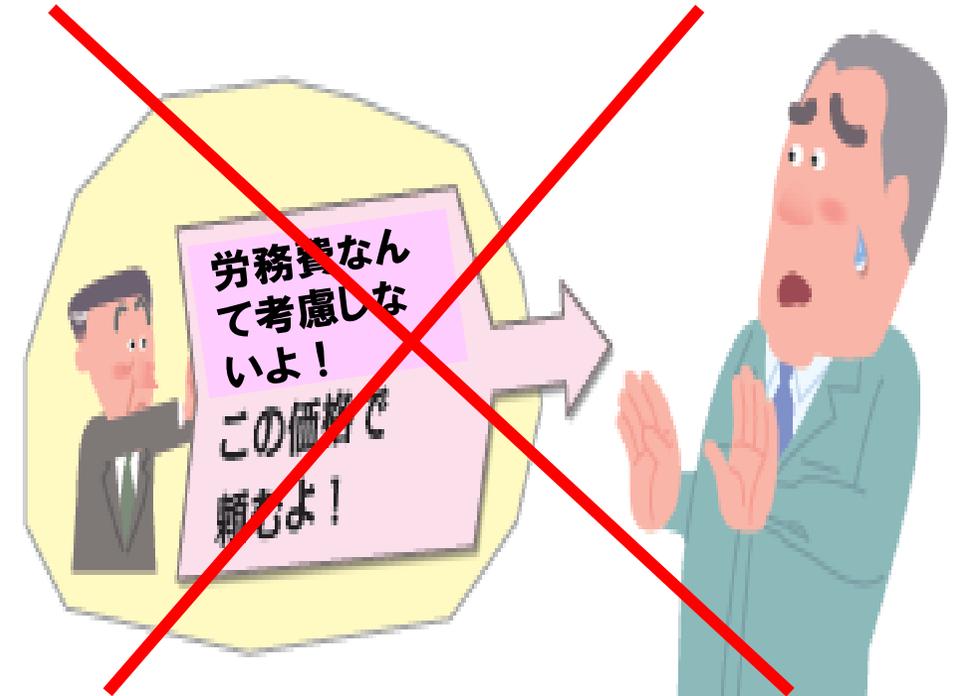
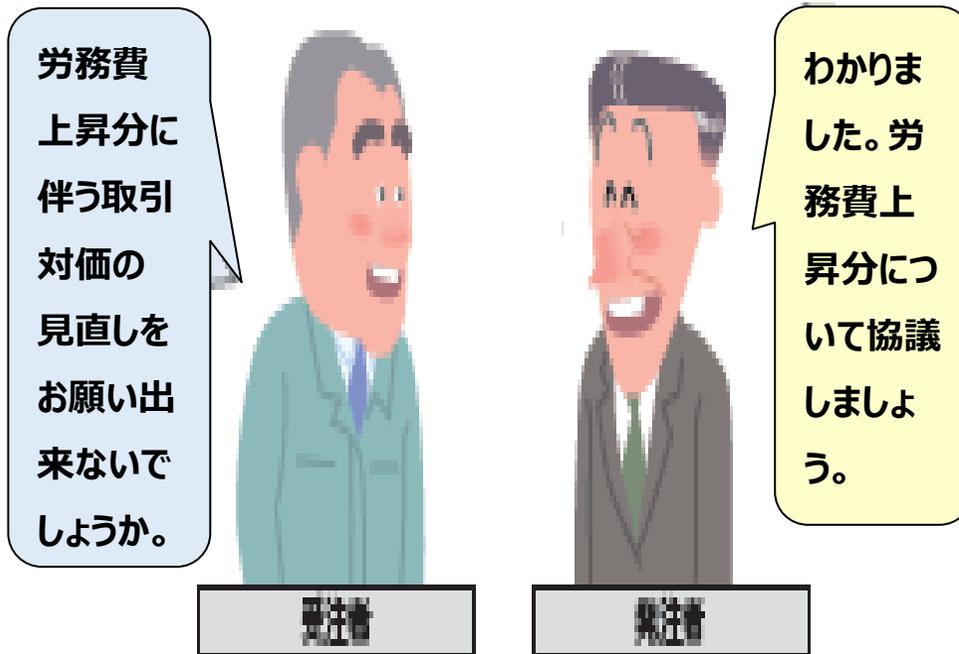


単価決定にあたっては  
十分に協議して欲しい。  
でも、取引が止められ  
たら困るなあ。



### 3. 振興基準改正の概要③（取引対価への労務費上昇分の影響の考慮）

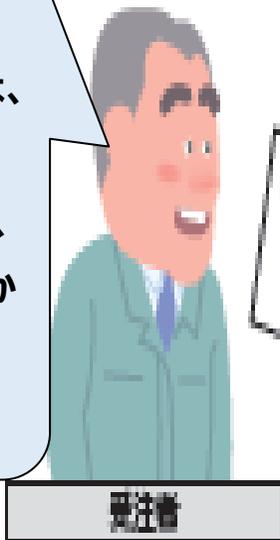
- 親事業者は、下請事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直し要請があった場合には、協議に応じるものとする。
- 人手不足や最低賃金引き上げに伴う労務費上昇など、**外的要因による労務費上昇があった場合については、その影響を十分に加味して協議した上で取引対価を決定する。**



### 3. 振興基準改正の概要④（型の保管・管理の適正化）

- 金型、木型などの型の保管・管理等に関して、生産に着手するまでに必要な事項を協議し合意するよう努める。また、量産期間の後の補給品や補修用の部品支給等のために型保管を求める場合にも、双方が十分に協議した上で必要事項を明確に定める。  
（生産予定期間、型の保守・メンテナンス・改造・改修費用等の負担、廃棄の基準や申請方法、等）
- 親事業者の事情によって下請事業者にその保管を求めている場合には、親事業者が費用を負担する。

契約してから3  
年間使用実  
績がない型は、  
返却もしくは  
廃棄するよう、  
ルールをあらか  
じめ決めませ  
んか。



あらかじ  
めルール  
を決めて  
おしま  
いよう！

次にいつ発注するか  
わからないけど、型は  
おたくで保管してよ。



型の保管、維持にかか  
るコストが経営を圧迫  
してしまう。



### 3. 振興基準改正の概要⑤（手形支払及び支払関係）

- 下請代金は、できる限り現金で支払う。
- 手形等の現金化にかかる割引料等のコスト負担については、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定する。
- 手形等のサイトについては、これまでのサイト（繊維業90日以内、その他業種120日以内）は当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努力する。
- 親事業者のうち大企業から率先して取り組む。サプライチェーン全体で取組を進める。

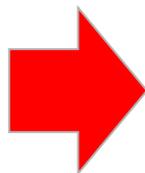


### 3. 振興基準改正の概要⑥（下請適正取引推進のためのガイドラインの位置付け）

- 親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、業種別下請ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努める。
- 業界団体等は、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、自主的な行動計画を策定し、その結果を継続的にフォローアップするよう努める。親事業者は、こうした業界団体の取組に、積極的に協力するよう努める。

これまで

業種別下請ガイドライン  
= 法令上の位置付けなし

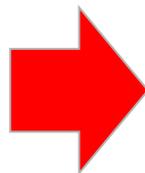


今後

【親事業者・下請事業者】  
業種別下請ガイドラインを遵守するよう努めるものとする。

【親事業者】  
マニュアルや社内ルールを整備し、下請ガイドラインの内容を自社の調達業務に浸透させるよう努める。

自主行動計画  
= 法令上の位置付けなし



【業界団体等】  
個々の取引適正化を促すとともに、サプライチェーン全体の取引適正化を図るため、下請ガイドラインに基づく過活動内容を定めた自主的な行動計画を策定し、その結果を継続的にフォローアップするよう努める。

【親事業者】  
業界団体等の取組に、積極的に協力するよう努めろ。

## 4. 新たな手形に関する通達

- 昨年12月14日、中小企業庁と公正取引委員会において、手形支払に関する新たな通達を発出しました。なお、「振興基準」の中でも同内容を記載しています。

### 新たな手形に関する通達のポイント

- ① 下請代金の支払いは可能な限り現金で。
- ② 手形等による場合は、割引料を下請業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議する。
- ③ 手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。



親事業者のうち大企業から率先して取り組んでいただきます！

※今後、政府が数年間かけて改善状況を調査します。

## 5. 自主行動計画に関する動き

- 世耕大臣より、業界団体との懇談会の場を通じて、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主行動計画の策定と着実な実行を要請**しました。
- 自動車業界をはじめとして、**7業種12団体**に応諾いただき、年度内には計画が策定される予定となっています。

| 業種                 | 団体名  |
|--------------------|--|
| 自動車                | 日本自動車工業会（12/22大筋とりまとめ・公表）<br>日本自動車部品工業会（12/28大筋とりまとめ・概要公表）   |
| 素形材                | 素形材センター（1/16 大筋とりまとめ・骨子公表）   |
| 建設機械               | 日本建設機械工業会  |
| 電機・情報通信機器          | 電子情報技術産業協会（JEITA）（1/10 大筋とりまとめ・公表）<br>情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）（1/13 大筋とりまとめ・公表）<br>ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）（1/11 大筋とりまとめ・公表）<br>日本電機工業会（JEMA）（1/13 大筋とりまとめ・公表） |
| 繊維<br>（2団体連名で策定予定） | 日本繊維産業連盟<br>繊維産業流通構造改革推進協議会（1/18 大筋とりまとめ・公表）   |
| トラック運送業            | 全日本トラック協会  |
| 建設業                | 日本建設業連合会   |

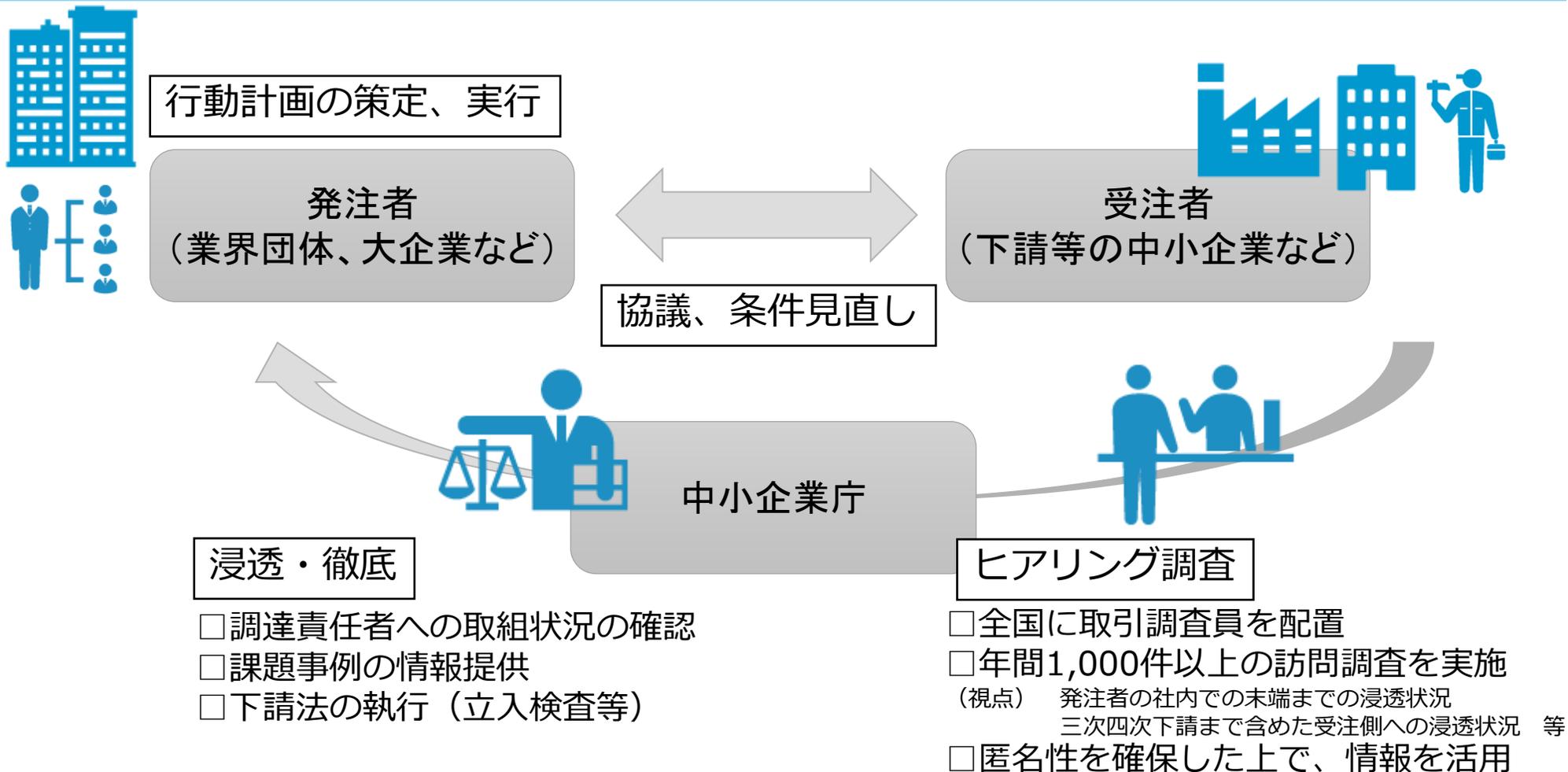
## 6. 今後のフォローアップ体制

- 今後、基準や通達の改正、自主行動計画に基づく取組の浸透状況を確認していきます。

| 項目  | 今後の対応   |
|---|---|
| (1) 下請代金法の重点的な執行  | ✓ 基準改正を踏まえて <u>重点的に執行</u> （年間20万件以上の書面調査、約1,000件の立入検査）。   |
| (2) <u>継続的・定点的</u> な調査<br>*平成3年から継続的に、振興基準に基づく取組に関するアンケート調査（約2万社対象）を実施。 | ✓ <u>現金払い比率、手形サイト</u> 等について、対策前と比較して <u>改善状況を確認</u> 。<br>✓ また、 <u>労務費上昇分の考慮、型保管費用の負担</u> など、新規項目も <u>調査対象に追加</u> 。                |
| (3) <u>下請Gメンの配置</u>   | ✓ 29年度は、 <u>年間1,000件以上の下請企業ヒアリング</u> を実施することを目指す。<br>✓ <u>全国に50～60名程度の取引調査員（下請Gメン）を配置</u> （昨年12月から本省で先行的に10名のGメンを配置。4月から全国で本格運用）。 |
| (4) 行動計画への <u>フィードバック</u>   | ✓ ヒアリング等で <u>問題事案を把握した場合</u> には、 <u>必要に応じ個社又は業界団体にフィードバック</u> し、自主行動計画の <u>実行の徹底、改訂などを要請</u> 。                                    |
| (5) <u>業界側</u> のフォローアップ（業界サイド）  | ✓ <u>各団体の会員企業に対するアンケート調査等</u> で定期的にフォローアップし、PDCAサイクルを回す。  |
| (6) 下請ガイドラインのフォローアップ研究会<br>*自動車取引適正研究会など                                | ✓ 定期的に、下請ガイドラインの浸透や自主行動計画に基づく取組を検証。   |

# 【参考】下請Gメンの配置

- 新たに、取引調査員（下請Gメン）を配置して、年間1,000社以上の下請中小企業を訪問します。その声を発注者側にフィードバックし、取組の浸透、徹底を図ります。



## 【参考】取引条件改善に関する安倍内閣総理大臣ご発言

- 引き続き、政府を挙げて、取引条件の改善に向けて取り組む方針としています。

### ○安倍内閣総理大臣所信表明演説 抜粋（第193回国会、平成29年1月20日）

先月、**50年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直しました**。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた**手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則**とします。近年の下請けいじめの実態を踏まえ、**下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定**しました。今後、厳格に運用し、下請取引の条件改善を進めます。

### ○経済三団体共催 2017年新年祝賀パーティー（平成29年1月5日）における安倍総理大臣 挨拶（抜粋）

今年もぜひ、少なくとも昨年並みの水準の賃上げ、我が国として4年連続のベアの実施をお願いしたい。物価の上昇に後れを取らないような賃上げがあつてこそ、しっかりとデフレから脱却して、持続的に経済を力強く成長させていくという道に進んでいくことができると思っています。

あわせて、**みなさまの直接の取引先を越えて、下請等の取引条件が改善していくよう、指導力を発揮していただきたいとお願いを申し上げる次第でございます**。みなさまの御協力を得て、デフレからの脱却をしっかりと果たしていく決意であります。

# 【参考】取引条件改善に向けた情報提供・広報（価格交渉サポート事業）

- 中小企業による価格交渉のための情報提供や、大企業・親事業者向けの啓発広報を積極的に実施しています。

- 典型的な問題事例を示した事例集を作成。  
親事業者に周知、徹底。
- 親事業者との価格交渉で必要となるノウハウを  
まとめたハンドブックを作成。
- 価格交渉ノウハウのセミナーや個別相談を実施。

※セミナーは、団体や組合ごとに講師を派遣する等の対応が可能。

ご要望があれば、

下請かけこみ寺「価格交渉サポート相談室」 0120-735-888 まで。

<https://www.zenkyo.or.jp/kakakusupport/seminar.htm>

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

## 型<sup>\*</sup>を無償で保管・管理 させていませんか？



\*ここでは、金型、木型、その他の型を「型」としています。



### ⚠ 法令違反となる可能性があります!

量産後の補給品の支給などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管させるなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

#### 〈要注意!〉チェックポイント

- 発注者が受注者に対して、長期にわたり使用されない型を無償で保管、管理させていませんか。
- 当初想定していない保管に伴うメンテナンスなどを無償で受注者に行わせていませんか。
- 受注者からの型の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を行っていますか。応諾した場合、廃棄費用を支払っていますか。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担していますか。

#### こんな取引を目指しませんか？

- 金型・木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議し、保管方法や費用負担を明確に定める。
- 親事業者の事情により下請事業者に型の保管を求めている場合には、親事業者が必要な費用を負担する。
- 親事業者が主導して、型の保管期間や数量を最小限にとどめる努力をする。